

平成 2 6 年 3 月 定例会

河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 6 年 3 月 5 日 開会

河 合 町 議 会

河合町告示第2号

平成26年第1回（3月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月25日

河合町長 岡井 康 徳

1 期 日 平成25年3月5日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 6 年 3 月 5 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

平成26年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年3月5日(水)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第18号 河合町社会教育委員に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第22号 河合町消防団の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第23号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 3号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 4号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第 5号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第 6号 平成25年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第13 議案第17号 河合町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第19号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第20号 河合町乳幼児医療費助成条例の一部改正について
- 日程第16 議案第21号 河合町下水道条例及び河合町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 7号 平成26年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第18 議案第 8号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第19 議案第 9号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第20 議案第10号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(別冊)
- 日程第21 議案第11号 平成26年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第22 議案第12号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について
(別冊)

日程第 2 3 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度河合町介護保険特別会計予算について (別冊)

日程第 2 4 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について (別冊)

日程第 2 5 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度河合町水道事業会計予算について (別冊)

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

出席議員 (13名)

1 番	馬 場 千恵子	2 番	杵 本 光 清
3 番	吉 村 幸 訓	4 番	岡 田 康 則
5 番	森 尾 和 正	6 番	池 原 真智子
7 番	西 村 潔	8 番	疋 田 俊 文
9 番	谷 本 昌 弘	10 番	中 尾 伊佐男
11 番	岡 井 誠 也	12 番	辻 井 賢 治
13 番	弓 戸 猛		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	藤 岡 和 成
教 育 長	竹 林 信 也	総 務 部 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長	梅 本 英 則
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総 務 部 次 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 次 長	福 井 敏 夫
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
福 祉 政 策 課 長	杉 本 正 範	社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊

保健スポーツ課長	門 口 光 男	住民生活課長	西 浦 清 繁
環境衛生課長	大 平 謙 治	都市整備課長	中 山 雅 至
地域活性課長	山 本 孝 典	上下水道課長	石 田 英 毅
教育総務課長	御 輿 善 弘	生涯学習課長	上 村 欣 也

欠席者（0名）

会議に従事した事務局職員

局 長	増 田 善 紀	主 事	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、告示第2号をもって平成26年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成26年第1回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第1回定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、お元気でお揃いいただき厚くお礼申し上げます。また、平素の町政全般にわたるご支援、ご協力に対し、深く謝意を表すものでございます。

今議会においては、平成26年度の一般会計及び特別会計並びに企業会計それぞれの予算案と、それに関連する諸議案を提出致しましたので、本町の現況と、将来あるべき姿を展望しながら、26年度の町政に対する基本方針と施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の社会経済情勢は、国の一連の経済対策により回復の兆しが見えるものの、4月からの消費税増税などにより先行きは依然不透明な状況であります。

国の26年度予算案においては、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、

社会保障を始めとする義務的経費等を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図ることとしております。

本町におきましては、景気低迷の影響が依然続き、歳入の根幹を成す町税、特に個人住民税は今後も減少が見込まれるなど、財源の確保は一層厳しくなると想定されます。

一方で、増え続ける社会保障関係費や、国の新たな施策や制度改正にも的確な対応が求められています。

このため、行財政の健全化を継続し財源の確保を図りながら「河合のまちの夢ビジョン」を着実に推進するため、限られた財源を真に必要な事業に活用することを基本として予算編成に取り組んだところであります。

その結果、一般会計当初予算の総額は、60億6,000万円で、前年度に比べ1億6,000万円、2.7%の増額となっております。

それでは、新年度の町政運営及び施策の概要につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、「河合のまちの夢ビジョン」については、「簡素でわかりやすく」することにより、町民と共有し、町民が参画しやすい、河合町に適した将来構想だと考えています。26年度においては昨年度の検証に基づき、広く町民に「周知」、有意義に「意見交換」し、更に進化させていきたいと考えています。なお、第4版は4月1日にスタートする予定です。

続いて、主な施策ごとに、簡潔にご説明申し上げます。

第1は『生活基盤の充実と防災対策』であります。

都市計画道路天理王寺線は、本町の東西を通過する主要な幹線道路という認識のもと、早期開通を目指し、主体である奈良県と協力し、事業推進に努めてまいります。25年度は、市場・城古地区で用地測量、曾我川橋梁架設について河川管理者と協議の段階に入り、今後、用地交渉を進めてまいります。また、天理・王寺線の現道についても交通渋滞緩和について、県・町ともに地元関係者と協議を進めてまいります。

町道整備等については、主要幹線道路及び各地区内の生活道路の舗装改修を路面性状調査の結果を基に計画的に実施してまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修事業として26年度に橋梁の耐震補修設計を実施してまいります。

上水道事業につきましては、昨年度実施しました、西大和配水タンク基礎調査の結果を踏まえ、災害等の緊急時に強く、信頼性の高い施設をめざした施設計画を進めてまいります。

また、下水道事業につきましては、本年度も引き続き、西大和地区における管路の更生工

事を実施し、下水道施設の耐震・減災対策を進めてまいります。

次に、防災対策については、引き続き、人命を守ることを最大の目標とした、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

東日本大震災の発生から3年が経過しようとしています。被災地では今もなお復旧・復興に向けた取り組みがなされているところではありますが、内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の想定結果みると、当町域にも大きな被害をもたらす恐れがあると懸念されております。

これら大規模災害への取り組みと致しまして、住民参加型の総合防災訓練を開催し、一定の成果を上げることができました。今後も、防災意識の高揚を図るとともに、防災対策の万全を期するため、訓練を継続してまいりたいと考えております。

また、緊急物資供給体制確保の対応として、「（仮称）災害時における緊急物資供給等に関する協定」の締結を推進し、有事に必要な緊急物資等を迅速に確保することで、人命救助とともに、混乱を最小限に抑えるよう努めてまいりたいと考えております。

第2は、『安心で安全に暮らせる福祉などの充実』であります。

高齢者、障害者等の方々が、円滑な日常生活や社会生活をおくることができるまちづくりを進めるため、「バリアフリー基本構想」に引き続き「バリアフリー特定事業計画」を策定し、鉄道駅（大輪田駅・佐味田川駅・池部駅）をはじめとする公共施設等のバリアフリー化に努めてまいります。

「保健・福祉施策」については、福祉サービスの向上として、地域包括支援センターを核に、機能の充実を図り、高齢者のみならず障害者や生活困窮者等、様々な相談に対応できる「福祉の総合相談窓口」を設置してまいります。

また、4月から消費税が引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するための、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を計上しております。

次に障害福祉につきましては、「障害者総合支援法」に基づく、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付費等の円滑な実施を確保するため「第4期障害福祉計画」を策定いたします。

次に児童福祉につきましては、子ども医療費助成制度として、助成対象を従来の乳幼児のみから、入院に係る医療費を中学生まで拡大すると共に、年度更新時期（8月1日）以降は所得制限を撤廃することとしました。

また、次世代を担う子ども・子育てを社会全体で応援し、総合的な支援を推進するための「子ども・子育て会議」を設置します。本年度は25年度に実施したニーズ調査の結果を基

に、今後の保育の必要性の量等を見込み、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて検討を行います。

また、これと並行して保育と就学前教育を一体化した「認定子ども園」に係る調査研究を進めて参ります。

次に総合福祉会館で実施しておりました通所介護サービスのディサービス事業を、平成26年3月末をもって廃止し、新たに当該スペースを民間事業所に貸付けることとしました。

次に介護保険事業では、第6期事業計画策定のためのニーズ調査及び策定作業を進めて参ります。

また、介護予防教室や家族介護教室等予防事業の充実を図るとともに、地域ケア会議の推進により、困難事例に対して包括的に取り組んでまいります。

次に、「環境衛生の推進」であります。

ごみの減量化対策につきましては、平成18年度よりごみ処理有料化を実施し、21年度に料金改正を行い、今日まで住民の皆様のご理解、ご協力を得ながら減量化を推進しているところであります。また、自己処理責任が義務付けられている事業者排出ごみについても、25年度より処理の料金改正を行いごみ排出の抑制に努めているところです。

平成25年4月から平成26年1月末までにおける、1世帯1月当たりのごみ排出量を昨年度と比較しますと、燃えるごみ「1キログラム」の減量、燃やさないごみ「0.46キログラム」の減量となりました。

次に、相談体制等の充実については、携帯電話やネット関連トラブル、販売方法の苦情・相談窓口として引き続き消費生活相談に積極的に取り組み、消費者に対する教育・啓発とトラブルに関する最新の情報提供、また被害の救済ができるよう努めてまいります。

第3は『教育の充実と地域文化の育成』であります。

学校教育の推進については、河合町の未来をつくる子どもたちに、豊かな心と幅広い知識を身に付け、健やかな体をつちかい、社会の形成者としての認識をしっかりと持てるように教育することは、行政の大きな使命です。自分さえ良ければよいというのではなく、周りの人々に少しでも喜んでもらうことをしていくことに、奉仕の心や生きがいを持つ子どもたちを育むことを目指してまいります。

また、「心の田舎づくり」を目標に、河合町の自然や文化、歴史等に、誇りと愛着を持てるための取組みを、今後も更に推進してまいります。

本県は、歴史的に見て災害が比較的少ない土地柄ではありますが、日本列島が地震の活動

期に入り、南海トラフ巨大地震発生の確率が非常に高いとされていることから、地震に対する備えは不可欠です。

子どもたちの学校での安全を確保することはもとより、各学校を地域の避難場所として位置づけていることから、26年度で計画しておりました、学校の耐震補強診断及び工事につきましては、25年度補正予算で前倒し実施するとともに、耐震補強工事については引き続き計画的に進めてまいります。

また、学校再編計画についても、引続き協議を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進について、「地域の教育力」が注目されるなか、子どもたちと地域のみなさんとの交流を深める取組みである「通学合宿」を引続き積極的に支援するほか、学校の環境整備、登下校の安全確保等、学校支援ボランティア活動が更に充実するよう支援してまいります。

第4は『地域振興を中心としたまちの活性化』であります。

地域交流、観光交流、地産地消促進など、まちの活性化に資する事業・施策を検討するとともに、併せて周辺史跡や馬見丘陵公園等を巡る散策ルートなどを発信することで来訪者を誘致し、まちなぎわいにつなげてまいりたいと考えています。

また、馬見丘陵公園では、4月に「馬見チューリップフェア」が開催され、20万株のチューリップが来場者を迎えます。さらに、毎年秋には「馬見フラワーフェスタ」も開催されます。これらの来場者に河合の魅力を発信するとともに、県とも連携しながら集客の強化に取り組んでまいります。

第5は『河合ブランドの創造』であります。

河合ブランドとしてスタートした「自治会ニュースコンクール」は今年度第4回を迎えます。今年度も対象地域を広げて更にブランド力が向上するよう、毎日新聞社、奈良県と共にコンクールを支援してまいります。

また、第二中学校の卒業生が始めた30歳記念同窓会は、「いつまでも河合町」を大切に思う心の現れです。そこで、有意義なこのイベントを定着させるため、町が積極的にサポートすることとしました。

さらに、「河合のまち貸します」企画は、マスコミからもユニークな取り組みとして注目され一定の成果を得ました。一方で、若者がユニークなイベントを企画し始めました。そこで、若者が企画するイベントが更に生まれ、または成長するよう「河合のまち貸します（企画買います）」として支援することとしました。

今後も可能なものから事業に着手あるいは試行するなど、河合ブランドの創造に努めてまいります。

第6に『計画的・効率的な行政の推進』であります。

町税徴収率は全国平均及び県平均を上回っていますが、個人住民税の特別徴収の推進を図り、引き続き徴収率の向上に取り組んでまいります。また、徴収強化のために近隣町と連携した徴収業務の共同化により、滞納整理の共有と職員の育成に努めます。

また、情報システム関連におきましては、平成28年1月より運用が始まる「社会保障・税番号制度」（いわゆるマイナンバー制度）への対応として、業務の見直しから既存システム改修までを確実に実施するため、庁内推進体制を整備し事業に取り組んでまいります。

次に、長年の懸案でありました河合町土地開発公社の問題につきましては、第三セクター等改革推進債の活用により土地開発公社を解散し、一定の整理が出来たと考えております。

公社解散により町が取得した土地の活用・処分等については、外部の有識者を含めた町有財産等売却処分審査委員会の意見をいただき、適正な利活用処分を進めてまいります。

平成26年度の町政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べました。本方針に基づき、今定例会に提案させていただいております「平成26年度当初予算案」をはじめ、各議案につきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

当町におきましても依然として厳しい財政状況に直面しておりますが、それにひるむことなく、今後も攻めの姿勢をもって、諸施策を着実に進めてまいります。

ここに重ねて、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方の温かいご理解と一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、施政方針並びに招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（谷本昌弘） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、辻井賢治議員、13番、弓戸猛議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（谷本昌弘） 日程第2 会期の決定を議題とします。

2月25日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より会期等について報告願います。

○5番（森尾和正） 議長。

○議長（谷本昌弘） 委員長。

○5番（森尾和正） 去る2月25日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日3月5日より3月13日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案1号から第23号の23議案を本日一括上程し逐条審議いたします。

意見書1件については、最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問につきましては、3月12日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日5日より13日までの9日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（谷本昌弘） それでは、理事者の方より議案第1号より第23号までの23議案について提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長（藤岡和成） それでは、平成26年3月定例議会に上程いたされました、議案第1号から議案第23号までの23議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案第1号 平成25年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億3,784万円を追加し、歳入歳出予算総額を92億3,186万4,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3ページをお開き願います。

小学校施設耐震化事業で2,872万5千円、中学校施設耐震化事業で2億6,423万5,000円、幼稚園施設耐震化事業で387万8,000円、合計2億9,683万8,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、4ページをお開き願います。

このことにつきましては、学校教育施設等整備事業債の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を34億430万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費では3,215万8,000円の減額で、内容につきましては、財産管理費で土地開発公社の公社地移管により、買戻額が不要となったため3,000万円の減額。次に、財政調整基金費では財源調整により215万8,000円の減額となっております。

同じく、3項戸籍住民基本台帳費では1,144万9,000円の増額で、内容につきましては、戸籍システム共同化に伴う新システムへのデータ移行経費の増額となっております。

3款民生費、1項社会福祉費では、3,786万3,000円の増額で、内容につきましては、社会福祉総務費で国保特会と介護特会への繰出金で162万5,000円の増額となっております。

次に老人福祉費では、重度心障老人医療給付費増加に伴い58万円の増額。障害福祉費では補装具給付費増加に伴い200万円の増額、障害福祉システム改修に伴い154万5,000円の増額、地域生活支援事業費増に伴い279万1,000円の増額、介護給付費増により2,334万円の増額となっております。

次に国民健康保険医療助成費では低所得世帯に対する国保税軽減分確定に伴い163万9,000円の減額となっております。

次に後期高齢者医療費では負担金確定に伴い647万5,000円の増額、保険基盤安定負担金確定に伴い114万6,000円の増額となっております。

同じく、2項児童福祉費では497万7,000円の減額で、内容につきましては、乳幼児医療給

付費増加に伴い100万円の増額、待機児童解消のため、保育士の人材確保対策として92万3,000円の増額、児童手当給付費の不用額690万円の減額となっております。

7款土木費、4項都市計画費では2,532万5,000円の増額で、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として増額となっております。

9款教育費、2項小学校費では2,872万5,000円の増額で、内容につきましては、小学校建設費で国の第1号補正予算を受け、河合第2小学校渡り廊下1棟及び第3小学校校舎棟2棟、渡り廊下2棟、管理棟1棟、体育館1棟に係る耐震2次診断・耐震補強計画策定を前倒し実施するための増額となっております。

同じく、3項中学校費では2億6,773万5,000円の増額で、内容につきましては、中学校管理費で第2中学校校舎棟屋上防水工事に伴い350万円の増額となっております。

次に中学校建設費では、国の第1号補正予算を受け、河合第1中学校校舎棟1棟、特別校舎棟1棟及び第2中学校管理棟1棟、特別校舎棟1棟に係る実施設計委託、耐震補強工事、工事監理委託、及び第2中学校渡り廊下1棟の耐震2次診断・耐震補強計画策定を前倒し実施するための増額となっております。

同じく、4項幼稚園費では387万8,000円の増額で、内容につきましては、幼稚園施設整備費で国の第1号補正予算を受け、幼稚園園舎の耐震2次診断・耐震補強計画策定を前倒し実施するための増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で759万3,000円の増額。

同じく、2項国庫補助金で1億7,078万2,000円の増額。

14款県支出金、1項県負担金で520万2,000円の増額。

同じく、2項県補助金で241万1,000円の増額。

15款財産収入、2項財産売払収入では2,102万円の増額。

19款諸収入、4項雑入で263万2,000円の増額。

20款町債、1項町債で1億2,820万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3億3,784万円の増額補正となっております。

議案第2号 平成25年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,138万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を24億4,357万7,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、同じく、2 項高額療養費では財源の振替となっております。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金では128万1,000円の増額となっており、高額医療費拠出金の額確定に伴い168万9,000円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の額確定に伴い297万円の増額となっております。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金では3,010万4,000円の増額で、国庫金精算返還金確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお開き願います。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金で42万2,000円の減額。

同じく、2 項国庫補助金で1,237万1,000円の増額。

4 款県支出金、2 項県負担金で42万2,000円の減額。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金で948万5,000円の増額。

6 款繰入金、1 項繰入金で1,037万3,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出3,138万5,000円の増額補正となっております。

議案第3号 平成25年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,794万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7億1,905万8,000円とするものでございます。

第2条「繰越明許費」につきましては3 ページをお開き願います。

流域下水道事業で149万9,000円を計上させていただいております。

第3条「地方債の補正」につきましては、4 ページをお開き願います。

このことにつきましては、3 事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億7,840万円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1 款総務費から4 款公債費まで、すべて事業費確定に伴う不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開き願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料で746万7,000円の減額。

5 款繰入金、1 項繰入金で2,532万5,000円の増額。

7 款町債、1 項町債では、4,580万円の減額となっております。

以上、歳入歳出2,794万2,000円の減額補正となっております。

議案第4号 平成25年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「保険事業勘定の歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ7,952万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額を14億3,948万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では5,600万円の減額、

同じく、5項特定入所者介護サービス等費では530万円、

同じく、6項高額医療合算介護サービス等費では46万6,000円

の減額で、サービス受給者減などによる給付費の減額となっております。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、同じく、2項包括的支援事業・任意事業費については、すべて不用額の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料で2,334万4,000円の減額。

4款国庫支出金、1項国庫負担金で1,003万8,000円の減額。

同じく、2項国庫補助金で500万3,000円の減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金で2,026万3,000円の減額。

6款県支出金、1項県負担金で798万5,000円の減額。

同じく、3項県補助金で250万1,000円の減額。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で1,038万7,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出7,952万1,000円の減額補正となっております。

議案第5号 平成25年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ575万円を増額し、歳入歳出予算総額を2億7,688万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明致します。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では575万円の増額で特別徴収保険料、保険基盤安定分負担金の額確定に伴う増額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料で460万4,000円の増額となっております。

4款繰入金、1項他会計繰入金で114万6,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出575万円の増額補正となっております。

議案第6号 平成25年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、収益的支出において338万5,000円を追加し、予算額を5億4,646万7,000円とするものでございます。

補正致します内容は、過年度損益修正損で平成18年度分の水道料金を不納欠損処理致したく、増額補正をお願いするものでございます。

議案第7号から議案第15号までの9議案につきましては、平成26年度河合町一般会計並びに7特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に「予算書及び予算に関する説明書」並びに「予算案の概要」を配付しておりますので、極簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第7号 平成26年度河合町一般会計予算について、ご説明致します。予算書の5ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を60億6,000万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、1億6,000万円の増額、率で2.7%の増となっております。

第2条「地方債」につきましては、14ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額4億680万円と定めるものでございます。

第3条「一時借入金」につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第4条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第8号 平成26年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。199ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を24億2,900万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億2,600万円の増額、率で5.5%の増となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第9号 平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計予算についてでございます。

235 ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を20万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、同額となっております。

議案第10号 平成26年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてでございます。
251 ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を960万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で140万円の減額、率で12.7%の減となっております。

議案第11号 平成26年度河合町下水道事業特別会計予算についてでございます。267 ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を7億600万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で4,100万円の減額、率で5.5%の減となっております。

第2条「地方債」につきましては、270 ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、3事業、起債限度額1億7,680万円と定めるものでございます。

議案第12号 平成26年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてでございます。301 ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、同額となっております。

議案第13号 平成26年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。317 ページをお開き願います。

保険事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を16億3,100万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で1億2,200万円の増額、率で8.1%の増となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、第1条「歳入歳出予算」で予算の総額を3万円と定め、前年度予算額と比較致しまして金額で4,397万円の減額、率で99.9%の減となっております。

第2条「歳出予算の流用」につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

議案第14号 平成26年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてで、ございま

す。367 ページをお開き願います。

第 1 条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を 2 億 8,300 万円と定め、前年度予算額と比較致しまして、金額で 1,200 万円の増額、率で 4.4%の増となっております。

議案第 15 号 平成 26 年度 河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の予算書 1 ページをお開き願います。

第 2 条「業務の予定量」は予算書のとおりであります。

第 3 条「収益的収入及び支出」の予定額につきましては、収入額を 6 億 3,479 万 2,000 円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で 4,939 万 2,000 円の増額、率で 8.4%の増。

また、支出額を 6 億 1,693 万 5,000 円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で 7,385 万 3,000 円の増額、率で 13.6%の増となっております。

第 4 条「資本的収入及び支出」の予定額につきましては、支出を 3,581 万 5,000 円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で 799 万 6,000 円の減額、率で 18.3%の減となっております。

尚、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,581 万 5,000 円については、過年度分損益勘定留保資金 3,581 万 5,000 円で補填するものでございます。

第 5 条「一時借入金」につきましては、限度額を 3,000 万円と定めるものでございます。

第 6 条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」として、職員給与費 5,291 万 5,000 円と定めるものでございます。

第 7 条「たな卸の購入限度額」につきましては、100 万円と定めるものでございます。

議案第 16 号 河合町防災会議条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「河合町防災会議条例」において、西和消防組合の「消防長」を防災会議の委員とするよう規定していますが、平成 26 年 4 月 1 日に奈良県広域消防組合が発足するにあたり、西和消防組合が同年 3 月 31 日をもって解散することから、4 月 1 日以降「奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから町長が任命する者」を同会議の委員とする改正でございます。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 17 号 河合町水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、下水道の普及に伴い年々貸付件数が減少しているため、河合町水洗便所改造資金貸付基金の額を縮小する改正でございます。

内容につきましては、基金の額を現行「960 万円」から「500 万円」に減額するものでござ

ございます。

尚、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第 18 号 河合町社会教育委員に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第 15 条により社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他必要な事項は、条例で定めることとなったため、これらの事項を規定すべく河合町社会教育委員に関する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、第 2 条に社会教育委員の委嘱の基準を定めるもので、その他所要の整備を併せて行うものです。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 19 号 河合町総合福祉会館設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、総合福祉会館「豆山の郷」において、通所介護事業として実施している町運営によるデイサービス事業は平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止することになり、総合福祉会館設置条例第 3 条第 1 項の内、通所介護事業を削除する改正でございます。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 20 号 河合町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、平成 26 年 4 月より、奈良県が乳幼児医療費助成を子ども医療費助成に改め、助成対象を従来の乳幼児のみから、入院に係る医療費を中学生まで拡大すること。

また、子育て支援の充実のため、年度更新時期である 8 月 1 日より、所得制限撤廃する改正でございます。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、所得制限を撤廃する改正につきましては平成 26 年 8 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 21 号 河合町下水道条例及び河合町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 68 号）」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）」の施行により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び

地方消費税の税率が改正されるため、水道料金及び下水道使用料の算定に係る規定を改正するものでございます。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 22 号 河合町消防団の設置等に関する条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）」の一部が改正されたことに伴い、「河合町消防団の設置等に関する条例」「河合町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」および「河合町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」中、同法を引用する箇所について改正を行うものでございます。

尚、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第 23 号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）」が平成 24 年 6 月 27 日に公布されたことにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」の一部が改正されたことに伴い、「河合町消防団員等公務災害補償条例」中、同法を引用する箇所について改正を行うものでございます。

尚、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、上程致されました 23 案件の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 11 分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◎議案第 16 号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第 3 議案第 16 号 河合町防災会議条例の一部改正についてを議題

とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。ございませんか。

(「はい」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

これより議案第16号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 多数であります。

よって、議案第16号 河合町防災会議条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第4 議案第18号 河合町社会教育委員に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) はい、馬場議員。

○1番(馬場千恵子) ここで言われている社会教育委員の仕事内容について、出来たら具体的に教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長(上村欣也) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) はい、上村課長。

○生涯学習課長(上村欣也) 社会教育委員の仕事の内容ということですが、主に学校教育以外の教育についてリクリエーションとかスポーツ関係の活動とか、もしくは公民館の文化活動そういうことについての事業の内容を検討する組織でございます。

○1番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この改正に伴って全国的にどうか、他の市町村を見ますとパブリックコメントとかを実施しているところもあるんですけども、河合町ではそういった計画とか案とかは出てこなかったんですか。

○生涯学習課長（上村欣也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） はい、上村課長。

○生涯学習課長（上村欣也） そのような意見は、現在出てきておりません。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第18号 河合町社会教育委員に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第5 議案第22号 河合町消防団の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

これより議案第22号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第22号 河合町消防団の設置等に関する条例等の一部改正について原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(谷本昌弘) 日程第6 議案第23号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案とおりに決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(谷本昌弘) 全員であります。

よって、議案第23号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

◎議案第1号から議案第6号、議案第17号、議案第19号から議案第21号

の委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第7、議案第1号、日程第8、議案第2号、日程第9、議案第3号、日程第10、議案第4号、日程第11、議案第5号、日程第12、議案第6号、日程第13、議案第17号、日程第14、議案第19号、日程第15、議案第20号、日程第16、議案第21号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第1号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第19号、議案第20号を厚生常任委員会に付託します。

議案第3号、議案第6号、議案第17号、議案第21号を経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第7号から議案第15号までの委員会付託

○議長（谷本昌弘） 日程第17、議案第7号、日程第18、議案第8号、日程第19、議案第9号、日程第20、議案第10号、日程第21、議案第11号、日程第22、議案第12号、日程第23、議案第13号、日程第24、議案第14号、日程第25、議案第15号までの審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は予算審査特別委員会とします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任については、どのようにしたらよいかお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。
暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時29分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、杵本光清議員、岡田康則議員、森尾和正議員、西村潔議員、中尾伊佐男議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には中尾伊佐男議員、同副委員長には森尾和正議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(谷本昌弘) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 辻 井 賢 治

署 名 議 員 弓 戸 猛